

「第 4 期ねやがわ男女共同参画プラン」に基づく「寝屋川市女性活躍推進計画」の位置づけ（該当部分）

第 4 期ねやがわ男女共同参画プラン

寝屋川市女性活躍推進計画（案）

基本目標Ⅲ：働く職場での男女共同参画の推進
課題 1：男女の働く権利の確立
施策 (1) 労働に関する法律・権利の周知 ○ 「男女雇用機会均等法」を始めとする労働に関する法律や制度の周知を図り、働く場における男女共同参画を促進します。 ○ 女性労働者が、妊娠、出産等により、不利益を被らないよう、企業、事業主に對して啓発に努めます。
施策 (2) 性別にとらわれない労働観・就業観の醸成 ○ 児童・生徒が性別に基づく固定観念にとらわれない労働観・就業観を持てるよう指導を進めます。 ○ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、働く女性・男性のモデルの情報提供を図ります。
課題 2 就業や起業に関する支援
施策 (1) 就労継続への支援 ○ 能力向上や資格習得等、就労継続への支援制度の情報提供に努めます。 ○ 多用な雇用形態の把握に努め、労働局等、労働に関する相談窓口の情報提供を行います。
施策 (2) 再就職への支援 ○ 職業安定所(ハローワーク)等、関係機関と連携し、就職機会に関する各種情報を提供します。 ○ 再就職を希望する女性を支援する講座や再就職準備講座等を実施します。 ○ 再就職に向けた資格習得等に関する情報を提供します。
施策 (3) 起業に関する情報の提供 ○ 起業を目指す女性に対して、必要な知識等の情報提供や相談、学習機会の提供を行います。 ○ 商工関係団体との情報交換に努めます。
施策 (4) 女性の活用促進に関する企業への働きかけ ○ 女性の活用促進に関する情報提供を行います。
課題 3 行政内部における男女平等の推進
施策 (1) 採用・配置における男女平等の推進 ○ 人材活用の視点に立って女性職員の職域拡大や能力開発に努めます。 ○ 男女雇用機会均等法にのっとりた職員の募集・採用を行います。 ○ 職員の配属・配置において、一方の性に偏らないよう努めます。
施策 (2) 市職員の研修の充実 ○ 女性職員の意識向上と能力開発を図るための研修等を行います。 ○ 男女共同参画に関する研修や情報提供を充実します。
基本目標Ⅳ：仕事と生活の調和の実現
課題 1：男女共同参画の子育て支援の促進
施策 (1) 労働に関する法律・権利の周知 ○ 子育て支援センター・つどいの広場事業の推進を図り、子育てネットワークの支援に努めます。 ○ 市立保育所等で行っている地域交流活動の充実を促進します。 ○ 一時保育事業等を実施する保育所の拡充を図ります。 ○ ファミリー・サポート・センター事業を促進します。 ○ 子育てに関する相談機能や情報提供の充実を図ります。
施策 (2) 仕事と子育ての両立に向けた支援 ○ 産休明け保育、育休明け保育、病児・病後児保育、夜間保育、保育時間の延長等、働く男女の多様な保育需要に対応する保育体制の整備を継続して進めます。 ○ 留守家庭児童会等により放課後の児童育成に努めます。
施策 (3) 男性の子育てへの参画促進 ○ 男女が共に子育てにかかわるよう、啓発と機会の提供に努めます。 ○ 男性が参加しやすいように「パパママ教室」を展開します。
課題 2：仕事と生活の両立支援
施策 (1) 仕事と生活の両立に向けた支援 ○ 男女共同参画の推進に向けた総合評価方式による入札制度を検討します。 ○ 男性が家事等の実践的な知識や技術を身につける講座等の実施や情報提供に努めます。
施策 (2) 仕事と生活の両立に向けた啓発 ○ 男女が共に仕事と家庭・地域活動の両立を図ることができるように、企業、事業主に対して労働時間の短縮、休業制度の運用を促す啓発を進めます。 ○ 男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直すための啓発と情報提供に努めます。
施策 (3) 男性の育児・介護休暇取得促進 ○ 関係機関と連携して、企業や事業主、市民に向けて育児・介護休業制度に関する情報を提供し、啓発に努めます。
施策 (4) 女性のライフプランニング支援 ○ 女性が生涯を通じたライフプランニングについて考える機会を提供します。□

基本目標Ⅰ：就業や起業に関する支援の推進
施策 (1) 就労継続への支援 ○ 能力向上や資格習得等、就労継続への支援制度の情報提供に努めます。 ○ 多用な雇用形態の把握に努め、労働局等、労働に関する相談窓口の情報提供を行います。
施策 (2) 再就職への支援 ○ 職業安定所(ハローワーク)等、関係機関と連携し、就職機会に関する各種情報を提供します。 ○ 再就職を希望する女性を支援する講座や再就職準備講座等を実施します。 ○ 再就職に向けた資格習得等に関する情報を提供します。
施策 (3) 起業に関する情報の提供 ○ 起業を目指す女性に対して、必要な知識等の情報提供や相談、学習機会の提供を行います。 ○ 商工関係団体との情報交換に努めます。
施策 (4) 女性の活躍に関する企業への働きかけ ○ 女性の活躍促進に関する情報提供を行います。
施策 (5) 女性活躍推進法に規定する一般事業主行動計画の啓発 ○ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画が努力義務となっている労働者300人以下の事業所等を対象に、計画を策定するよう啓発に取り組みます。
基本目標Ⅱ：行政内部における男女平等の推進
施策 (1) 採用・配置における男女平等の推進 ○ 女性活躍推進法に基づき、人材活用の視点に立って女性職員の職域拡大や能力開発に努めます。 ○ 女性活躍推進法に基づき、職員の配属・配置において、一方の性に偏らないよう努めます。 ○男女雇用機会均等法にのっとりた職員の募集・採用を行います。
施策 (2) 市職員の研修の充実 ○ 女性職員の意識向上と能力開発を図るための研修等を行います。 ○ 男女共同参画に関する研修や情報提供を充実します。
施策 (3) 女性活躍推進法に規定する特定事業主行動計画の推進 ○ <u>すべての職員が職業生活と家庭生活の両立を実現できるよう、寝屋川市特定事業主行動計画に基づき、女性の活躍状況の把握や課題の分析等を行い、職業生活と家庭生活の両立支援施策を推進するとともに、研修等を通じた意識啓発に取り組みます。</u>
基本目標Ⅲ：仕事と生活の調和の推進
施策 (1) 仕事と生活の両立に向けた支援 ○ 男性が家事等の実践的な知識や技術を身につける講座等の実施や情報提供に努めます。
施策 (2) 仕事と生活の両立に向けた啓発 ○ 男女が共に仕事と家庭・地域活動の両立を図ることができるように、企業、事業主に対して労働時間の短縮、休業制度の運用を促す啓発を進めます。 ○ 男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直すための啓発と情報提供に努めます。
施策 (3) 男性の育児・介護休暇取得促進 ○ 関係機関と連携して、企業や事業主、市民に向けて育児・介護休業制度に関する情報を提供し、啓発に努めます。
施策 (4) 女性のライフプランニング支援 ○ 女性が生涯を通じたライフプランニングについて考える機会を提供します。
施策 (5) 女性活躍推進法に規定する女性の就業生活における活躍を推進するための支援 ○ 女性の就労や職場での悩みをはじめ幅広い相談内容に応じ、女性への精神的自立を支援します。